

第 75 回国連総会・新アジェンダ連合(NAC)決議
核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する
A/RES/75/65、2020 年 12 月 7 日

共同提案国:ブラジル、エジプト、アイルランド、レソト、マラウイ、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、南アフリカ。(下線が新アジェンダ連合のメンバー国)

追加の共同提案国:オーストリア、コスタリカ、エルサルバドル、ガーナ、リヒテンシュタイン、ナミビア、パラオ、サモア、タイ。

総会は、

1946 年 1 月 24 日の決議 1(I)、2016 年 12 月 5 日の 71/54、2017 年 12 月 4 日の 72/39、2018 年 12 月 5 日の 73/70 および 2019 年 12 月 12 日の 74/46 を想起し、

1998 年 6 月 9 日にダブリンで承認された新アジェンダ連合(NAC)の発足と軍縮のための新しいアジェンダの概要を述べた共同声明の 22 周年に留意し、

核兵器の壊滅的な人道上の結末を実証した広島と長崎への原爆投下から 75 周年となることを想起し、

後の世代を戦争の惨劇から救うために設立された国連が 75 周年を迎えたことが、核兵器は二度と使用されるべきではないことを再確認するための、および核軍縮を進めるための歴史的な機会を提供していることに留意し、

核軍縮と核不拡散の基礎となった NPT の発効 50 周年を想起し、事務総長による軍縮アジェンダ「共通の未来を守る:軍縮のためのアジェンダ」を歓迎し、その実施の重要性を強調し、

核兵器がもたらす人類への危険に対して軍縮アジェンダが示した重大な懸念は、核軍縮・不拡散に関するすべての審議、決定、行動において共有されるべきであることを繰り返し表明し、核兵器のいかなる使用によっても生じ得る壊滅的な人道上の結末に対する 2010 年 NPT 再検討会議による深い懸念の表明、およびすべての人にとってのより安全な世界を模索し、核兵器のない世界において平和と安全を実現するという同会議の決意を想起し、

2010 年以降国際社会において生み出されてきた核兵器に関連して生じ得る壊滅的な人道上の結末と危険に対する新たな関心および、これらの懸念が核軍縮の必要性と核兵器のない

世界の実現・維持の緊急性の根拠となるべきであるという意識の高まりに満足をもって留意し、多国間の軍縮フォーラムにおける核兵器の人的影響に与えられた重要性に満足をもって留意し、

核軍縮の緊急性をさらに高める核兵器爆発による壊滅的結果に対して理解と意識を高めることを目的とし、2013年3月4日及び5日にノルウェーが、2014年2月13日及び14日にメキシコが、そして2014年12月8日および9日にオーストリアが主催し開催された核兵器の人的影響に関する会議でなされた議論を想起し、

国境をはるかに超えて到達し、また、持続可能な開発目標の達成を危うくするいかなる核兵器爆発からも生じる壊滅的結果について詳述した核兵器の人的影響に関する会議で提示されたものを含めた説得力のある証拠を強調し、核爆発の発生は事故、システム障害、または人為的ミスによるものも含まれるが、発生後の余波と発生リスクに対処する国家および国際機関の能力が不足していることを強調し、

女性と少女に対する電離放射線被爆が男性と比べて極めて不均衡な影響をもたらすことに注目し、2013年12月10日の決議68/32によって決定された9月26日を核兵器の全面的廃絶のための国際記念日として祝い、普及させることを歓迎し、

2016年12月23日の71/258決議に則って、核兵器の完全廃棄につながるよう核兵器を禁止するための法的拘束力のある手段について交渉するための国連会議において交渉された2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択を歓迎し、核軍縮・不拡散教育の重要性を強調し、

核軍縮と核不拡散は双方において緊急で不可逆的なプロセスを必要とする相互強化プロセスであることを再確認し、

NPTの無期限延長の基礎となった1995年NPT再検討・延長会議が採択した諸決定と決議、ならびに2000年と2010年のNPT再検討会議の最終文書、とりわけNPT第6条下での誓約に従い、核廃絶に繋がるよう、保有している核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を想起し、

透明性、検証可能性、および不可逆性が核軍縮と核不拡散に適用される基本原則であることを再確認し、また、全てのNPT締約国が、条約の義務履行と関連したこれらの基本原則を適用すると誓約したことを再確認し、核軍縮・不拡散に関する目標に向けて前進するために包括的核実験禁止条約発効が引き続き極めて重要であることを認識し、核兵器完全廃棄こ

そが、核兵器の使用あるいは使用の威嚇に対する唯一の絶対的保証であること、および核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器国が、明確で法的拘束力のある消極的安全保証を核兵器国から得ることへの正統な関心を想起し、

核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器地帯の設置と維持が、世界および地域の平和と安全を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認するとともに、「非核兵器地帯を設立する条約の締約国及び署名国、並びにモンゴル国の会議」を歓迎し、とりわけ既存の条約および関連議定書の批准ならびに非核兵器地帯を設立する条約の目標と目的に反する留保や解釈宣言の撤回または改訂を通じ、既存のすべての非核兵器地帯の強化に向けて引き続き真の前進を続けるよう各国に要請し、

当該地域の関係国間で自由意思により結ばれた取り決めに基づき、さらなる非核兵器地帯創設のため 2010 年再検討会議で表明された奨励を想起し、現在非核兵器地帯が存在していない地域、特に中東において非核兵器地帯を創設するために協調した国際的な取り組みが続いて行われることへの期待を再確認し、この文脈において、中東に関する 1995 年決議の完全なる履行のための実践的な措置に関し、2010 年再検討会議で合意の不履行があったことに深い失望をもって留意し、この問題に関し 2015 年 NPT 再検討会議において合意に達しなかったことに失望し、

当該地域の国々の自由意思により結ばれた取り決めに基づき、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の設立に関する条約の具体化を目的とした会議の開催を事務総長に委任する 2018 年 12 月 22 日の 73/546 決定を承認し、また非核兵器地帯の設立に関する当会議の第 1 セッションが成功のうちに開催されたことを承認し、

過去 24 年間、作業計画に合意し実施することができなかったジュネーブ軍縮会議において、これまでと同様に多国間での核軍縮に向けた進展が何もないことに深く失望し、1999 年以来、国連軍縮委員会が核軍縮について実質的な成果を何一つ出していないことに失望し、

2015 年 NPT 再検討会議が、NPT を強化し、NPT の完全な履行と普遍化に向けた進展を促し、1995 年、2000 年、2010 年の NPT 再検討会議においてなされた約束と合意された行動の履行状況を監視する機会を逃し、実質的な成果が全くなかったことに深い遺憾の意を表し、この失敗が NPT に与える影響およびその 3 本柱間のバランスに与える影響について深く懸念し、

国際関係において緊張が高まっており、いくつかの国の安全保障ドクトリンでは核兵器により高い重要性が与えられ、大規模な核兵器近代化計画が進行中であり、これらすべてが核

軍縮と不拡散体制を侵食していることに深刻な懸念をもって留意し、

コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックのために 2020 年 NPT 再検討会議を延期せざるを得なかったことに遺憾の意をもって留意し、2020 年 NPT 再検討会議において実質的な成果をもたらす建設的・包括的な会議を成功させることの重要性を強調し、この点において全ての締約国が一層努力を行うことを促し、2020 年再検討会議が NPT の強化および完全な履行と普遍化の達成に向けた前進に寄与し、1995 年、2000 年、2010 年の NPT 再検討会議でなされた約束及び合意された行動の履行状況を監視することを確実にすることが極めて重要であることを強調し、

ロシアと米国が、新 START 条約(新戦略兵器削減条約)において合意した核兵器削減を完了したことを歓迎し、保有核兵器の一層の削減を達成するために、2000 年と 2010 年の NPT 再検討会議が、両国に対してその後の措置に関する議論の継続を奨励したことを改めて強調する一方で、この点に関して、両国に対し、新 START 条約を延長し、できるだけ早く後継条約に関する交渉を妥結するよう要請し、

一方的、あるいは二国間および地域的イニシアチブの有用性、ならびにそうしたイニシアチブでの合意事項が順守されることの重要性を認識する一方で、核軍縮に関する多国間主義の重要性を強調し、

1.NPT の各条項は、いかなる時もいかなる状況においても加盟国を拘束するものであり、すべての加盟国は NPT 下での義務を厳格に遵守することに対して全面的な責任を負わなければならないことを繰り返し強調するとともに、すべての加盟国に対し、1995 年、2000 年、2010 年の NPT 再検討会議におけるすべての決定、決議、約束を完全に順守するよう求める。

2.また、2010 年 NPT 再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念と、すべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を繰り返し強調する。

3.核兵器の人的影響に関する会議において示された証拠を認識するとともに、加盟国に対し、関連する決定や行動を実施するうえで、核軍縮に根拠を与える人道上の責務と核軍縮実現の緊急性に対して相応の重要性を与えるよう求める。

4.すべての NPT 加盟国が NPT 第 6 条の下で約束している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとして核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、

2000年NPT再検討会議の最終文書において合意された具体的な措置が引き続き有効であると再確認されたことを想起し、核軍縮につながる措置に関して具体的な進展を加速することを核兵器国が約束したことを想起するとともに、核兵器国が自らの約束の履行を加速するために必要なあらゆる手段を講じることを求める。

5.核兵器国に対し、一方的な、あるいは二国間、地域および多国間による措置を通じたものを含め、配備、非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を削減し究極的に廃棄するため一層の努力を行うとの誓約を果たすよう求める。

6.核兵器を保有するすべての国に対し、すべての核兵器の高度警戒態勢の解除を確実にすることを目標に、検証可能かつ透明性の高い方法で、核兵器システムの作戦準備態勢を緩和するよう要請する。

7.核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国が、全ての軍事上および安全保障上の概念、ドクトリンおよび政策において、核兵器の役割と重要性を具体的に低下させることを奨励する。

8.核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国を含む地域同盟に加盟している全ての国に、集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の果たす役割を低下させることを奨励する。

9.NPT加盟国が、核兵器国が核兵器の開発および質的な改良を制限すること、並びに先進的な新型核兵器の開発を中止することに対する非核兵器国の正統な関心を認めたことを強調するとともに、核兵器国に対して、この点に関して措置を講じるよう求める。

10.核兵器国が核軍縮の誓約をないがしろにし、核兵器使用のリスクと新たな軍備競争の可能性を高める核兵器国による核兵器計画の近代化に関する最近の政策表明に懸念を持って留意する。

11.これまでの核軍縮に関する義務と約束に従って、各核兵器国により軍事目的上不要であると指定されたすべての核分裂性物質の不可逆的な撤去を確実にするためのさらなる措置をすべての核兵器国が講じることを奨励するとともに、IAEAの枠組みのもとで、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力と法的拘束力のある検証の取り決めを前進させることを支援し、それによりこうした物質が検証可能な形で恒久的に軍事計画の外に置かれることを確実にするよう求める。

12.すべてのNPT加盟国に対し、条約の無期限延長と密接不可分である1995年NPT再検討・延長会議で採択された中東に関する決議の完全な履行に向けて取り組むよう求めると

ともに、1995 年の中東に関する決議はそれが完全に履行されるまで有効であり、同決議に述べられている中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯設置のためのプロセスを含め、2015 年 NPT 再検討会議において実質的な成果が何もなかったことに対して失望と深い懸念の意を表す。

13.1995 年の中東に関する決議の共同提案国に対して、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の早期設置を確実なものにすることを目指し、同決議が定めるように同地帯の設置に関する会議の開催を支援することなどを通じて、最大限の努力をするよう要請する。

14.核軍縮と核不拡散を達成するための NPT の基本的な役割を強調し、日程が変更された NPT 再検討会議に期待する。

15.すべての加盟国に対して、NPT の普遍化を実現するためのあらゆる努力を惜しまないよう求めるとともに、これに関連して、インド、イスラエルとパキスタンに対し、即時かつ無条件に非核兵器国として NPT に加盟し、自国のすべての核関連施設を IAEA の保証措置の下に置くことを要請する。

16.最近の南北首脳会談および米朝首脳会談を含む DPRK との間になされた対話と議論を奨励とともに留意し、平和的手段による朝鮮半島の非核化実現に向けて、DPRK が約束を果たし、すべての核兵器及び既存の核プログラムを放棄し、早期に NPT に復帰し、国際原子力機関の安全保障措置協定を遵守することを促す。

17.すべての加盟国に対して、多国間の枠組みの中で核軍縮という大義を前進させる努力を妨げている国際的軍縮機関内部の障害を乗り越えるために協働するよう促すとともに、ジュネーブ軍縮会議に対して、とりわけ多国間交渉を通じて、今一度、核軍縮の課題を前進させるための実質的な作業を遅滞なく開始することを促す。

18.すべての NPT 加盟国に対し、1995 年、2000 年、2010 年の NPT 再検討会議において合意された同条約の義務と約束を遅滞なく完全に履行するよう促す。

19.また、すべての NPT 加盟国に対して、NPT およびその再検討プロセスの健全さを確保するために、第 6 条の義務の履行を危機感を持って前進させることを要請する。

20.核兵器国に対し、標準化された詳細な報告様式によるものを含め、加盟国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、核軍縮の義務と約束を質的にも量的にも履行するよう促す。これにより、核兵器国間のみでなく核兵器国と非核兵器国間の信用と信頼を強化し、核

軍縮に貢献することとなる。

21.また、核兵器国に対し、2020年NPT再検討会議の一連のサイクルを通して提出される予定の報告書の中に、核軍縮に関する義務と約束の履行に関する具体的で詳細な情報を含めることを要請する。

22.NPT加盟国に対し、進捗状況に対する客観的な評価を確実かつ容易にするために、一連のベンチマークやタイムラインおよびそれに類似した規準といった手段を通じて、核軍縮に関する義務および約束の履行状況に対する可測性を改善することを奨励する。

23.加盟国に対し、国連総会決議1(I)およびNPT第6条の精神と目的をふまえて、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉のための努力を遅滞なく誠実に継続することを促す。

24.加盟国に対し、核軍縮のためのさらなる法的拘束力のある効果的措置を特定し、具体化し、交渉し、履行する努力を引き続き支持することを要請し、この点において、2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択を歓迎する。

25.軍縮教育を含め、あらゆる核兵器爆発がもたらす危険性と壊滅的な影響に対する市民社会の意識を高めるための措置をとることを勧告する。

26.全ての加盟国に対し、核兵器の維持管理、開発、近代化につぎこまれる膨大な資源について十分検討し、これらの資源が持続可能な開発目標が描くような、より良い未来の追求のためにより良く利用することができるか十分に考慮することを求める。

27.第75回国連総会の暫定議題の項目「全面的かつ完全な軍縮」の下に、「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題する小項目を含めること、並びに、同総会において、現存する決議の履行状況を調査することを決定する。

出典:国連軍縮局 HP